

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
告示	ページ
○県統計調査の実施	(統計課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○大規模小売店舗に関する変更の届出(3件)	(経営支援課) 1
○保安林の指定	(治山林道課) 2
○道路の区域変更(2件)	(道路課) 3
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) 3
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手対策課) 3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則(8・10揭示)	4

告 示

高知県告示第444号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県患者動態調査
- 2 調査の目的
県内の全医療機関(歯科を除く。以下同じ。)を対象として、特定の1日における入院・外来別の全患者に関する調査を実施し、本県における地域の疾病特性、年齢別、男女別及び住所別の受診率、患者流入流出状況等県下の患者の実態を把握することにより、高知県保健医療計画の作成のための基礎資料と

するため。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域
県内全域

- (2) 単位
医療機関

- (3) 属性
医療機関の受診者及び入院患者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項

ア 外来

- (ア) 患者の居住市町村、性別及び年齢
- (イ) 医療機関の種別及び所在市町村
- (ウ) 外来の種別、受診診療科目、受診の状況及び傷病名
- (エ) 紹介医の有無並びに紹介元医療機関の種別及び所在市町村

イ 入院

- (ア) 患者の居住市町村、性別及び年齢
- (イ) 医療機関の種別、所在市町村及び病床種別
- (ウ) 受診診療科目、受診の状況及び主病名
- (エ) 紹介医の有無並びに紹介元医療機関の種別及び所在市町村

- (オ) 退院の予定等

- (2) その基準となる期日

平成28年9月16日

5 報告を求める者

- (1) 数
692医療機関

- (2) 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。

- (2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間

平成28年9月6日から同月30日まで

高知県告示第445号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
正木整形外科	四万十市中村新町二丁目9番地	平28・1・18
やまもと病院	室戸市羽根町乙1392番地	” 2・1
四国調剤くれだ薬局	南国市久礼田101-13	” ” ”
まつむら薬局	宿毛市宿毛1315番地6	” ” ”
アイ薬局	” ” 5492-2	” ” ”
四国調剤山北薬局	香南市香我美町山北1305-2	” ” ”
アルファ薬局香南店	” 赤岡町2067-1	” 3・1
さくら香美クリニック	香美市土佐山田町117-13	” ” 10
領石蛭が丘クリニック	南国市領石16-1	” 4・1
りょうせき薬局	” ” 18番地5	” ” ”
四国調剤四万十薬局	四万十市渡川一丁目2番51号	” ” ”
むこせ薬局	香美市土佐山田町西本町二丁目3番6号	” ” ”
しのはら薬局高北店	高岡郡佐川町甲1685番地	” ” ”

高知県告示第446号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也
- (2) 届出者の住所
香川県高松市多肥上町1210番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ安芸店
安芸市川北字入口甲1714番地8ほか
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂

尚登
 (変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登
 (変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(5) 変更年月日
 平成28年6月17日

(6) 変更理由
 大規模小売店舗の設置者及び小売業者を行う者の代表者氏名変更のため

2 届出年月日
 平成28年7月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
 安芸市役所

4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第447号
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年8月16日
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要
 (1) 届出者の名称
 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也
 (2) 届出者の住所
 香川県高松市多肥上町1210番地
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ須崎店
 須崎市神田字新町屋敷2485-1 ほか
 (4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登
 (変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登
 (変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(5) 変更年月日
 平成28年6月17日

(6) 変更理由
 大規模小売店舗の設置者及び小売業者を行う者の代表者氏名変更のため

2 届出年月日
 平成28年7月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
 須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第448号
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年8月16日
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要
 (1) 届出者の名称
 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也
 (2) 届出者の住所
 香川県高松市多肥上町1210番地
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ四万十店

四万十市具同352番ほか

(4) 変更した事項
 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登
 (変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 大坂 尚登
 (変更後) 株式会社ビッグ・エス 代表取締役 岡田 達也

(5) 変更年月日
 平成28年6月17日

(6) 変更理由
 大規模小売店舗の設置者及び小売業者を行う者の代表者氏名変更のため

2 届出年月日
 平成28年7月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
 四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第449号
 次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年8月16日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定に係る保安林の所在場所
 高岡郡津野町新土居字カット口越2168（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
高知県告示第450号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年8月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町正弘字上ミロハケ2431番1地先から 安芸郡安田町正弘字上ミロハケ2432番1地先まで	前	5.5 }	115
	後	42.9	
安芸郡安田町正弘字上ミロハケ2431番1から 安芸郡安田町正弘字上ミロハケ2432番1まで	前	5.5 }	115
	後	50.6	

高知県告示第451号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年8月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下ノ加江
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村成山字ウシコロビ354番30から 幡多郡三原村成山字橘谷口288番地先まで	前	3.6 }	27
	後	5.5	
幡多郡三原村成山字ウシコロビ354番30から 幡多郡三原村成山字ウシコロビ309番1まで	前	8.5 }	27
	後	34.3	

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、その関係書類は、平成28年8月2日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月2日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年7月29日	特定非営利活動法人いなかみ	近藤 純次	香美市土佐山田町船谷10番地2	この法人は、衰退する地域の活性化や、持続可能な社会づくりを行うために、地域住民や地域に関心を持つ人達等を対象に、移住促進、地域資源の保全と活用、社会教育、社会

				システム構築、情報発信等を行うことにより、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	---

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の認可をした。

平成28年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町志和217番地4
農事組合法人志和 代表理事 山本 奨一
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町志和字下島ケ内818番、820番、821番及び822番、字上島ケ内825番、826番、838番1、839番、840番及び841番並びに字和田前875番及び879番
- (2)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町志和190番地
山本 勝大
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町志和字クモテン666番1及び字イナバ697番
- (3)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町志和355番地
諏訪 一男
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町志和字大切1215番1、1215番2、1225番1、1225番2及び1225番3
- (4)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町藤ノ川森ノ山240番地21
農事組合法人 藤ノ川ファーマーズ 代表理事 池田 拓也
- イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町藤ノ川字宝山945番、947番、948番及び949番、字新田1036番及び1046番、字下切1192番並びに字下藤1393番
- (5)ア 貸借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高岡郡四万十町古城119番地
島津 洋平

イ 貸借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡四万十町大井川字寿徳557番2

2 認可年月日
平成28年8月16日

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月10日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第17号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8 佐川警察署の表佐川警察署池川駐在所の項中「土居甲 土居乙 竹ノ谷」を「竹ノ谷」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。